

---

## 第5章 給水装置工事に係る手続き等

---

### 5.1 申請手続き前に調査すること

申請手続き前に配管及び水道メーターの状況調査を行う。

- ① 配管調査により、該当箇所における配水管や給水管等の埋設状況を調査すること。  
配管調査は三郷市水道部にあるマッピングシステムにより、配水管及び給水管の状況を確認する。

＊ 電話による埋設管調査は対応していないため、三郷市水道部までお越しください。

＊ 宅内配管図を閲覧する場合は、建物所有者の委任状が必要となる。

但し、宅内配管図がない場合もある。

- ② 水道メーター設置状況の確認を行う。

水道メーター設置状況調査の際は、既設メーターの有無、メーターの所有者、メーター口径、保管メーターの有無などを事前調査して、申請に必要な手続きがあるか確認すること。必要に応じて、事前に所有者変更手続きが必要となる。

＊ 「水道メーター保管承認書」を紛失した場合、三郷市水道部に相談すること。

- ③ 3階建て建物への直結直圧給水及び直結増圧給水などの給水方式の場合、給水装置工事申請手続きに先立ち、事前協議すること。

## 5.2 申請手続き

申請手続きは、『給水装置工事申請手続き手順』に定めるとおり。

『給水装置工事申請手続き手順』

[所有者変更の届出]

給水装置工事申請前に給水装置所有者等変更届出書に次の書類を添えて手続きを行う。

- ・不動産登記の全部事項証明書（登記簿謄本）の写し 又は 売買契約書の写し（証明書等は最新の内容のもの）
- ・公図の写し

【給水装置工事の申請に必要な書類】

給水装置工事（新設・改造・修繕・撤去）申込書（様式第1号）（3枚複写）

[提出書類]

- ・委任状
- ・その他、状況に応じて承諾書、誓約書等を提出する。  
〈例〉・3階建て建物への直結直圧給水承諾書
  - ・直結増圧式給水承諾書
  - ・区画整理事業中（仮換地証明書、底地証明書、移転証明書等）

給水装置工事設計審査申請書（様式第2号）（3枚複写）

[提出書類]

- ・案内図
- ・計画平面図、計画立体図
- ・給水管分岐工事施工計画書（分岐工事有りの場合）
- ・道路河川等占用（国・県・その他）手続委任書（必要に応じて）
- ・その他、状況に応じて必要書類を提出する。

上記の書類を揃えて、給水装置工事の申請手続きを行う。

場合により申請受理後、水道部で現地調査を行うことがある。

承認書交付までの期間は、給水装置工事申込書及び給水装置工事設計審査申請書の受付の日から起算して、おおむね 7 日程度（土・日曜日・官公署の定める休日は除く。）とする。

国道、県道、河川区域等の占用申請を伴うものについては、別途期間を要する。

**[提出書類に問題がなければ]**

「給水装置工事（新設・改造・修繕・撤去）承認書」

「給水装置工事設計審査承認書」

を水道部が交付する。

**[提出書類に問題があれば]**

水道部との協議により調整を行う。

承認書交付は、別途期間を要する。

**(注意) 承認書が交付されてから工事に着手すること。**

なお、国道、県道、河川区域等の占用申請を伴う場合は占用許可書が交付されてから工事に着手すること。

**[分岐工事の日程が決まったら]**

指定工事業者は、給水管分岐工事検査願（様式第 3 号）を原則として工事を行う日の7 日前までに提出をする。

工事日程の予約を行う。（土・日曜日・官公署の定める休日、工事抑制期間等は除く。）

また、必要に応じて、工事当日に水道部が立会いを行う。

**[分岐工事当日]**

指定工事業者は、当日の分岐工事着工前に、水道部に必ず電話連絡をする。

また、悪天候等で中止になる場合も電話連絡する。

中止になった場合は再度分岐工事の日程を調整する。

給水管分岐工事の写真撮影は第 4 章－ 7 の写真撮影マニュアルに従って撮影すること。

国道、県道、河川区域等の占用を伴うものはそれぞれ写真撮影の基準に従って撮影すること。

[分岐工事終了後]

指定工事業者は、分岐工事終了後速やかに、「オフセット図」(資料-2)と「工事写真」(第4章-7参照)を提出する。

[一般用 又は 臨時から一般用 (青メーター) で出庫したい場合]

◎現地に一般メーターが無い場合

指定工事業者は、給水申込書に次の書類を添えて申請手続きを行う。  
なお、メーターを出庫するまでに分担金を納入すること。

- ・給水申込書 (2枚複写のもの)
  - ・給水装置工事 (新設・改造・修繕・撤去) 承認書 (ピンク色)
  - ・給水装置工事設計審査承認書 (ピンク色)
  - ・案内図 及び 平面図 (メーターの位置が確認できるもの)
  - ・分担金納入通知書兼領収書の写し (納入済みのものの写し)
  - ・出庫票
  - ・その他状況により必要となる書類
- ※メーターは出庫から7日以内(土・日曜日・官公署の定める休日は除く。)に取り付ける。

[口径変更 (青メーター) で出庫したい場合]

◎現地に一般メーター (既設) が有り、そのメーターを口径変更する場合

指定工事業者は、給水装置所有者等変更届出書 (口径変更) に次の書類を添えて申請手続きを行う。

なお、メーターを出庫するまでに、分担金を納入すること。

- ・給水装置所有者等変更届出書 (口径変更)
- ・給水装置工事 (新設・改造・修繕・撤去) 承認書 (ピンク色)
- ・給水装置工事設計審査承認書 (ピンク色)
- ・案内図 及び 平面図 (メーターの位置が確認できるもの)
- ・分担金納入通知書兼領収書の写し (納入済みのものの写し)
- ・出庫票
- ・その他状況により必要となる書類

※メーターの出庫後は取り付け日に交換し、交換した旧メーターは速やかに返却すること。(取り外し日を確認する)

[工事用（赤メーター）で出庫したい場合]

◎現地に既設メーターが無く、工事等で一時的に設置して使用する場合

指定工事業者は、給水申込書に次の書類を添えて申請手続きを行う。

- ・給水申込書（2枚複写）
- ・給水装置工事（新設・改造・修繕・撤去）承認書（ピンク色）
- ・給水装置工事設計審査承認書（ピンク色）
- ・案内図 及び 平面図（メーターの位置が確認できるもの）
- ・誓約書（必要要件あり）又は臨時用給水概算料金預り証・精算申請書の写し（申請当日10万円前納済みの写し）

※工事終了後にメーターを返却する際は、水道メーター廃止届出書を一緒に提出する。

また、臨時用給水概算料金を納付してメーター出庫した場合は、臨時用給水概算料金預り証・精算申請書の原本に必要事項を記載し提出する。

[給水装置工事が完了したら]

指定工事業者は、入居前速やかに、竣工検査を受ける。

[提出書類]

- ・給水装置工事竣工検査願（様式第4号）
- ・給水装置工事（新設・改造・修繕・撤去）承認書（水色）
- ・給水装置工事設計審査承認書（水色）
- ・竣工平面図 2部
- ・竣工立体図 2部
- ・給水装置工事に係る給水装置主任技術者検査項目（チェックリスト）
- ・その他、状況に応じて必要書類を提出する。

指定工事業者は、上記の書類を揃えて、原則として竣工検査を行う日の7日前までに申請を行い、検査日時の予約を行う。

検査日当日、現地で検査を行う。

検査終了後、おおむね14日程度（土・日曜日・官公署の定める休日は除く。）に水道部が「竣工検査結果書」を交付する。

### 5.3 検査

給水装置工事主任技術者が行う検査について、次のとおりとする。

- 1 給水装置の構造・材質基準に適合していることの検査及び確認
- 2 施工を行った給水装置の耐圧試験及び水質試験
- 3 完了届等の書類検査
- 4 水道部の実施する検査の立会

水道部が行う検査について、次のとおりとする。

- 5 分岐工事検査
- 6 竣工検査

給水装置所有者への引き渡しについて、次のとおりとする。

- 7 竣工検査合格完了後、速やかに所有者へ給水装置の引き渡しを行うこと。

#### 【補足事項】

給水装置工事主任技術者の責務は、次のとおりである。

- ①給水装置工事に関する技術上の管理
- ②給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- ③給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認

これらの項目について、給水装置工事が適正に施工されるため、並びに施工されたことの検査・確認を行わなければならない。

- 1 給水装置の構造・材質基準に適合していることの検査及び確認を行うこと
- 2 施工を行った給水装置の耐圧試験及び水質試験
  - (1) 0.5 MPa を負荷してその状態を5分間以上保持し、水圧の低下が見られないこと。
  - (2) 残留塩素 (0.1 mg/L 以上)、臭気、味、色、濁りについて、異常がないこと。
- 3 提出する書類と実際の施工内容に相違がないように、責任をもって確認すること。
- 4 水道部の実施する検査は、「分岐工事検査」と「竣工検査」がある。

5 分岐工事検査は通常書類審査により行い、提出書類は次に定めるとおりとする。

提出書類

①給水管分岐工事検査願（様式第3号）

②分岐工事オフセット図

③三郷市給水管分岐工事写真撮影マニュアルに基づく写真

※サドル分水栓取り付け後の耐圧試験が確認できる写真

※穿孔作業において、配水管の管種がDIP・CIPまたは鋼管から分岐する場合、防食コアの装着状況が明確に確認できる写真

水道部職員の立会による立会検査の実施は、給水装置工事に係る検査要領第4条に定める場合とする。

（給水装置工事に係る検査要領第4条より、抜粋）

第4条第2項 給水管分岐工事検査において、職員が立会う検査は、次の各号に掲げる場合とする。

- （1）三郷市指定給水工事業者に指定された指定工事業業者が、初めて給水管分岐工事を実施する場合。
- （2）開発事業等に伴う給水管分岐工事で分岐管口径がφ50mm以上で、水道部が必要と認めた場合。
- （3）配水管が石綿セメント管、ポリエチレン管及び、その他の老朽管の場合で、給水管分岐工事により、配水本管または近接分岐管などに水質、水圧など、安定給水の支障になることが懸念され、水道部が必要と認めた場合。
- （4）その他、水道部が必要と認めた場合。

6 竣工検査について、その検査内容を次に定める。

（1）書類審査

①竣工平面図、竣工立体図等

- 1）方位が記入されている。
- 2）建物の位置、構造等が記入されている。
- 3）道路種別等、付近の状況が確認できる。
- 4）敷地境界が確認できる。
- 5）平面図と立体図等の図面の整合性がとれている。
- 6）隠ぺいされた部分の配管状況が明記されている。
- 7）使用材料、口径、延長が明記されている。
- 8）使用材料について、性能基準適合品であることが確認できる。
- 9）構造・材質基準に適合した施工方法であることが確認できる。

②給水装置工事主任技術者検査事項

- 1）確認した項目は○、該当しない項目には斜線を記載する。

③工事写真

- 1）乙止水栓からメーターまでフレキシブル継手配管を確認できる。

2) 既設給水管撤去及び分水止めを確認できる。(撤去管がある場合)

④オフセット図

1) 既設給水管分水止めを確認できる。(撤去管がある場合)

(2) 現地検査

竣工検査添付書類の給水装置工事に係る給水装置主任技術者検査項目に準じて検査を行う。

7 所有者へ給水装置の引き渡しを行う際の注意事項

- (1) 給水装置工事の資料(写し)を引き渡すとともに、工事内容(宅内埋設管の布設状況等)を説明すること。
- (2) 給水装置の管理区分の説明を行うこと。

## 給水装置工事 フロー図（標準）



#### 5. 4 市街化区域内における開発行為等に伴う給水管の布設取り扱い

市街化区域内での開発行為及び開発行為に準ずる建築物の建築に伴う給水管の布設について、申込者が自己の費用で配水管を布設する場合、三郷市水道事業配水管布設計画との整合を図るために、布設工事の取り扱いを定める。

##### 【補足事項】

1. 「三郷市開発事業等の手続等に関する条例第3条」に定める開発行為等に該当する場合は、「同条例第19条」により、配水管の布設費用は申込者の負担とする。
2. 開発行為に準ずる建築物の建築の場合においても、前項と同様とする。開発行為に準ずる建築物とは、宅地分譲2戸以下、共同住宅あるいは長屋住宅で5戸以下の建築物のことをいう。
3. 道路等に3本以上の給水引込管を検討している場合、原則として配水管を布設する。
4. 配水管布設口径は、原則としてφ75mm以上とする。  
ただし、φ75mmより小さい口径を検討している場合、事前協議が必要となる。

## 5. 4. 1 上水道の整備

### 三郷市開発事業等の手続等に関する条例

別表第2（第19条関係）

上水道の整備

水道法(昭和32年法律第177号)、三郷市水道事業給水条例(平成9年条例第27号)、三郷市水道事業給水条例施行規則(平成10年規則第11号)及び別に定める基準に基づき、適切な給水装置を整備しなければならない。

### 三郷市開発事業等の手続等に関する条例施行規則

別表第1（第10条関係）

上水道の整備

給水装置の整備基準等

- 1 開発事業に伴い、配水管及び給水管の布設工事又は改良工事が必要となる場合は、事業者の費用負担において施工するものとする。
- 2 事業者は、市長が開発区域において配水計画を定めているときは、当該計画に整合するように配水管を設置するものとする。この場合において、当該配水管の設計に当たっては、事前に市長の承認を得るものとする。
- 3 第1項の規定により布設又は改良した配水管で市長が必要と認めるものは、工事の検査に合格した後、市に無償で引き継ぐものとする。
- 4 給水装置は、三郷市給水装置工事設計施工基準によるものとする。

## 5. 4. 2 開発行為等事前協議における給水計画図

用語解説、特記事項、給水計画図等の記載例を資料に記す。